

第12回 あきる野市総合計画審議会 議事録

日時：令和5年8月17日（木）午後2時～午後3時30分

場所：あきる野市役所本庁舎 5階 503・504会議室

出席者：会 長 菊地 俊夫	委 員 田野倉 美保
委 員 山崎 勇	委 員 小山 正弘
委 員 齋藤 孝	委 員 安永 勝昭
委 員 浦野 知昭	委 員 松村 博文
委 員 倉田 克治	委 員 野島 健也
委 員 吉田 榮久夫	委 員 梶 敏男
委 員 多田 恵子	委 員 近藤 怜美
委 員 町田 修二	委 員 江添 真司

（書面方式による参加：横倉 三郎副会長、甲野 富和委員、坂本 勇委員、飯島 大地委員、伊東 満子委員、下村 智委員、吉田 正幸委員）

1 開会

（事務局）

ただいまから、第12回あきる野市総合計画審議会を開催する。

委員の皆様には、お忙しい中、会議にご出席いただき、感謝申し上げます。

なお、本日の会議については、横倉副会長、甲野委員、坂本委員、飯島委員、伊東委員、下村委員、吉田正幸委員からご欠席の連絡をいただいている。

また、委員1名から、所用により、途中退席の連絡をいただいているので、ご了承いただきたい。

本日は、総合計画審議会事務局として、企画政策課の職員が出席しているほか、「あきる野市まち・ひと・しごと創生推進計画」の進捗管理を目的として、商工振興課の職員が同席しているので、よろしく願います。

2 議題等

（1）第2次あきる野市総合計画 令和4年度の施策の進捗管理について

【事務局から、資料1-1、1-2、2-1、2-2に沿って説明した。】

（会長）

本日の審議では、はじめに、委員の皆様からいただいた質問や修正提案、各所管課からあった記載内容の修正報告など、事務局から事前に送付された各資料について意見等をいただきたいと思います。

続いて、各委員の皆様からいただいた意見について、個別に審議をしていくような進め方とさせていただきたい。こちらについては、資料1-1及び資料1-2に記載されている「総合計画審議会からの意見（案）」の黒字又は赤字で記載された箇所について、審議会からの意見として記載するか否か、重点的に審議をいただきたいと思います。

それでは、はじめに、資料2-1の事前に委員の皆様からいただいた質問や修正提案、資料2-2の各所管課からあった記載内容の修正報告など、事務局から事前に送付した各資料について、何か意

見・質問などあればいただきたい。

【挙手・発言なし】

(会長)

それでは、この件については特に意見・質問などはないようなので、次に進めさせていただきます。

続いて、令和4年度の施策の進捗管理シートの「総合計画審議会からの意見(案)」欄について、委員の皆様から事前にいただいた意見を記載しているのですが、こちらについて審議していく。

いただいた意見について、審議会からの意見として、進捗管理シートに記載するかしないか、節ごとに順番に確認していく。

なお、特に意見のなかった節については、「令和5年度の実施のとおり進められたい。」としている。

本日、委員1名が途中退席される予定とのことなので、その委員からいただいた意見に関する節から先に、順番に審議を進めていきたいと思う。

それでは、資料1-1の1ページ目、第1章第3節「安全で利便性の高い都市基盤の充実」から、事務局から説明をお願いします。

【資料1-1の1ページ目、第1章第3節「安全で利便性の高い都市基盤の充実」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった、委員からいただいた意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見をいただきたいと思う。はじめに、意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

伊奈の秋川消防署から物流倉庫までつながる道について、途中まで進んでいるようであるが、ここ10年近く進捗が滞っているように思う。高齢者から子どもまで、住民は隣の都道を抜けていっている住民も多い。今のところ大きな事故はないと聞いているが、少しでも早く開通できるように、また、歩道の整備を進めていただければ思い、意見を提出した。

(会長)

赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するというところで問題ないか。

(委員)

問題ない。

(会長)

他の委員の皆様も、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するというところでよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-1の2ページ目、第2章第2節「活力ある商工業の振興」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-1の2ページ目、第2章第2節「活力ある商工業の振興」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただ

きたいと思う。意見をいただいた委員から何かあるか。

(委員)

るのカードがデジタル化されたという補足説明をいただいたが、デジタル化が進んでいても、使用できる店舗が減少していたり、デジタル化したことにより高齢者が使いづらくなったりといったことがないのかな、と思ったところである。内容としては、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということが問題ない。

(会長)

デジタル化やキャッシュレス決済などを普及させることについては、高齢者に対してどのようにケアしていくか、といった課題があるので、こういったことを踏まえながら進めていただければと思う。他の委員の皆様も、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということがよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-1の9ページ目、第5章第5節「社会教育の推進」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-1の9ページ目、第5章第5節「社会教育の推進」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

意見としては、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということが問題ない。場所の確保が難しい部分もあると思うが、利便性向上に向けた取組を進めていただきたい。

(会長)

他の委員の皆様も、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということがよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-2の6ページ目、第2章第3節「あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-2の6ページ目、第2章第3節「あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

観光ボランティアガイドをやっており、市外からサマーランドに来訪された方を、市内の観光スポットにつなげられないかと思い、意見を提出した。意見としては、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということが問題ない。

(会長)

他の委員の皆様も、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということがよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-2の15ページ目から16ページ目、第4章第2節「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-2の15ページ目から16ページ目、第4章第2節「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見が2点あるので、まず1点目の意見について、意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということが問題ない。

(会長)

他の委員の皆様も、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということがよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。続いて、2点目の意見について、意見をいただいた委員はご欠席されているため、他の委員の皆様から何かあればお願いしたい。

【挙手・発言なし】

(会長)

それでは、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということが問題ないか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-1の8ページ目、第5章第3節「青少年の健全育成の推進」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-1の8ページ目、第5章第3節「青少年の健全育成の推進」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

意見の趣旨としては、成果目標が示されている世代に偏りがあったため、それ以外の世代に対する取組がきちんと明確にされるように示していただきたい、と思い意見を書かせていただいた。「総合計画審議会からの意見」欄に記載する意見としては、赤字の事務局案で問題ない。

(会長)

他の委員の皆様も、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するというところでよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-2の2ページ目、第1章第2節「緑豊かで良好な都市景観の形成」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-2の2ページ目、第1章第2節「緑豊かで良好な都市景観の形成」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

子どもたちの体力が低下しているということで、市内で子どもが運動できる場所が少ないのではないかとこの観点から、意見を書いた。現在、放課後や夏休みに子どもたちが遊ぶ場所というと、校庭か公園である。そこで公園に行ってみると、市内どこの公園でも、大人の腰ぐらいの高さまで草が伸びている状態で、子どもが遊ぶことができる場所が少なくなっている。「総合計画審議会からの意見」欄に記載する意見としては、赤字の事務局案で問題ないが、要望するような表現になっているので、意見欄に「定期的に管理する。」などといったように断言する表現にさせていただくことはできないか。

(事務局)

はじめに、公園管理の現状について説明させていただく。公園管理を担当している部署に事前に確認させていただいたところ、公園の草刈りは年に2回、計画的に行っているということであった。ただ、年に2回しか行っていないということではなく、例えば、近隣の方からご意見をいただいた際には、適宜、対応しているという状況である。また、新たな取組として、会計年度任用職員等によるパトロールを行っており、その中で、草が伸びているような状況を見つけた際には、対応している、ということであった。

いただいた意見については、まずは総合計画審議会からの意見としてまとめさせていただき、市に戻していただく。その後、行政における取り扱いとしては、経営会議という、市の内部の意思決定機関に意見を報告し、改めて各所管部署において何か対応策があれば検討し、その内容を審議会にお戻しする、ということを考えている。このため、今の段階では断定的な表現を記載するのは難しい。

(委員)

公園の草刈りの回数については、自身でも担当課に確認した。自分の家の庭に当てはめて考えてみ

てほしい。年2回の草刈りで間に合うとは思えない。また、どういう意見があったら対応してもらえるのか聞いたところ、草が大きくなってきたら業者に見積りを取って依頼するとのことであった。しかしながら、草刈りの費用については毎回見積りを取らなくても分かっているのだから、定期的に年5回なら5回とか、そういう計画をしていただきたい、という意見である。

(会長)

赤字の事務局案のとおりに記載で問題ないとのことであったが、他の委員の皆様は何か意見などあるか。

(委員)

近隣の行政の話をついたところ、地域の自治会に委託している行政がいくつかあり、自治会が年何回か清掃活動を行っていると聞いている。そのようなことも踏まえ、市では委託化について検討しているのか伺いたい。

(事務局)

市でも同じような考え方として、アダプト制度、いわゆる里親制度というものがある。例えば、道路や公園などの管理を地域の皆様又は何らかの団体の皆様をお願いするというような制度である。しかしながら、現在、そういった仕組みがなかなか動いていないという状況もあるので、いただいた意見を含め、例えば、赤字で標記した箇所で言うと、「といった理由が挙げられる。」といった表現で切れているが、「近隣の住民や団体との連携による定期的な公園緑地の管理についても併せて検討されたい。」というような表現を追加して、審議会からの意見としてはいかがかと考える。

(会長)

ただいま、事務局から提案のあった表現を赤字の事務局案に追加するということでよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案に先程提案のあった表現を追加し、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-2の2ページ目から3ページ目、第1章第3節「安全で利便性の高い都市基盤の充実」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-2の2ページ目から3ページ目、第1章第3節「安全で利便性の高い都市基盤の充実」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

1点目の意見については、具体的な場所としては、多摩川沿いの大規模な住宅街、草花のブリティッシュタウンの出入口のことである。永田橋の方から中に入るが、出るときには大きく回って戻らないと外に出られない状況になっている。台風など災害が発生した際に、避難する方向が一方通行になっているおり、困難な状況である。ほかに避難できるような道はあるのかというと、一応、上流側に狭い道がある。そういった道も含め、一方通行の道を分散させて災害が発生した場合でも避難できるように、ということで意見を書かせていただいた。

また、2点目の意見については、きっかけとしては令和元年の台風19号で、山田付近の住宅地が床下浸水したりなど被害が多かった。これは内水排水が原因になるかと思う。大雨が降ると河川は増

水してくるが、内水の方も元々は田んぼの跡地のようなところなので、どうしても低いところで内水を排水させようと思ってもうまく作用しないというところがある。ハザードマップを確認したところ、五日市方面や多西方面に目につくところが何か所かあった。要は、河川の水位より低い場所の内水排水対策に取り組んでいただきたいと考え、意見を書かせていただいた。

(会長)

それでは、他の委員の皆様も含め、1点目の意見は黒字の委員意見を、2点目の意見は赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載するというところでよろしいか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、1点目の意見は黒字の委員意見を、2点目の意見は赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-2の23ページ目、第5章第1節「人権尊重教育の推進」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-2の23ページ目、第5章第1節「人権尊重教育の推進」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

いじめの問題においては、加害者と被害者双方に言い分があるが、場合によっては加害者側に有利な状況になりがちであると感じている。いじめ問題においては、加害者への対応ということも十分認知され、いろんな形で行動してもらう必要があるのではないかと考える。加害者を表に出すということを極力避けている今の世の中に、日ごろから疑問を感じており、意見を書かせていただいた。

(会長)

それでは、他の委員の皆様も含め、黒字の委員意見を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということで問題ないか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、黒字の委員意見を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、順番が前後してしまったが、資料1-2の13ページ目、第3章第4節「水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-2の13ページ目、第3章第4節「水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

最近の新築の一戸建ての住宅をみると、庭がほとんどない。さらにその庭がすべてコンクリートで舗装されており、草が生える余地もないほどである。その庭で、車を洗う際の洗剤が混ざった水が、

本来は雨水を流すべき側溝に流され、そのまま秋川に流れ出てしまうような状況を毎日見かけている。下水に流すのであれば影響はないが、側溝に流すというのは、ただ秋川を汚すだけである、という思いから意見を書かせていただいた。

(会長)

他の委員の皆様も含め、黒字の委員案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということが問題ないか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、黒字の委員案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-2の24ページ目、第5章第3節「青少年の健全育成の推進」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-2の24ページ目、第5章第3節「青少年の健全育成の推進」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員から何かあればお願いしたい。

(委員)

「総合計画審議会からの意見」欄に記載する意見としては、赤字の事務局案で問題ないが、市からの補足で「何らかの取組を位置付けていきたいと考えております。」という表現は少しあいまいに感じるので、これについては、取組をしっかりと進めていくというような形にして、今後、取り組んでいただきたいと思う。

(事務局)

市からの補足ということで「何らかの取組を位置付けていきたいと考えております。」という表現にさせていただいているが、今回の審議会からの意見として、明確に示していただきたいということを市の経営会議に伝えさせていただいて、そこからの回答の際に精査させていただければと思う。しかしながら、補足に記載しているとおおり、市では「こども計画」を策定するという方向性はあるものの、具体的な詳細は定まっていないところがあるため、どこまで表現できるかというところについては、一度、事務局に預からさせていただきたいと思う。

(会長)

審議会からの意見としては、「今後、どのような取組をしていくか明確に示していただきたい。」と強い表現で記載しているので、表現については問題ないと思う。

他の委員の皆様も含め、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するということが問題ないか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-1の3ページ目、及び資料1-2の7ページ目、第2章第4節「消費者志向に合わせた都市型農業の推進」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-1の3ページ目、及び資料1-2の7ページ目、第2章第4節「消費者志向に合わせた都市型農業の推進」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。この件については、農地をどのように守っていくのか、あるいは小規模化するのか、まとめていくのか、そういったことを調整していくということについての意見である。意見をいただいた委員はご欠席されているため、他の委員の皆様から何かあればお願いしたい。

【挙手・発言なし】

(会長)

それでは、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するという事で問題ないか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

続いて、資料1-1の6ページ目、第4章第2節「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」について、事務局から説明をお願いします。

【資料1-1の6ページ目、第4章第2節「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」に対する意見について、事務局から説明した。】

(会長)

ただいま説明のあった意見について、審議会からの意見として記載するかしないか、意見等いただきたいと思う。意見をいただいた委員はご欠席されているため、他の委員の皆様から何かあればお願いしたい。

【挙手・発言なし】

(会長)

それでは、赤字の事務局案を「総合計画審議会からの意見」欄に記載するという事で問題ないか。

【「異議なし」と声あり】

(会長)

それでは、こちらの内容については、赤字の事務局案を、「総合計画審議会からの意見」として、進捗管理シートに記載することとして決定する。

委員の皆様からいただいた意見の「総合計画審議会からの意見」欄への記載に関する審議は以上で終了である。繰り返しになるが、委員の皆様から意見をいただいた項目以外の意見欄については、「令和5年度の取組のとおり進められたい。」としている。全体を通して、改めて委員の皆様から何かあればお願いしたい。

【挙手・発言なし】

(会長)

この件については特に意見等はないようなので、記載のとおりとさせていただきます。

それでは、今後、事務局には、当審議会からの意見について、各所管課へのフィードバックを行い、各施策を適切に推進していただきたいと思う。

(2) その他

【事務局から、資料3に沿って説明した。】

(会長)

計画策定後に判明した数値や語句の誤りということで、審議会として、こちら正誤表の内容を確認したいと思う。何か意見等あるか。

【挙手・発言なし】

(会長)

この件については特に意見等はないようなので、記載のとおりとさせていただきます。

3 その他

(会長)

次に3の「その他」について、事務局から何かあるか。

(事務局)

今後の予定についてご案内する。

本日、審議いただいた進捗管理シートについては、「総合計画審議会からの意見」に意見を記載し、市の行財政の基本方針、重要施策等を審議決定する経営会議にて報告するとともに、各課にフィードバックし、令和5年度以降の施策推進の資料としていく。

いただいた意見に対して、各課から何らかの対応方針などが示された場合は、委員の皆様にお示しできればと考えている。

また、次回、第13回の審議会については、改めて、会長・副会長に相談させていただくが、来年の夏頃に開催を予定させていただきたいと思う。第13回の審議会では、令和5年度の施策の進捗管理について審議いただく予定となるので、よろしく願います。

(会長)

事務局からの説明について、委員の皆様から何かあるか。

【挙手・発言なし】

(会長)

その他、全体を通して委員の皆様から何かあるか。

(委員)

進捗管理シートの内容に戻ってしまいが、資料1-2の2ページ目、第1章第3節「安全で利便性の高い都市基盤の充実」の内容に関連する事項について伺いたい。

数年前に、網代橋の被害についての話が出た際に、橋の建て替えについて議論したという記憶があり、それに対して市は、迅速に対応すると口頭で回答いただいたが、今回の進捗管理シートにはその内容が含まれているか。ここで約束した内容が実施されるかということをも市民の方は心配されていると思うので、具体的に網代橋の話を見せていただいた。

また、進捗管理シートについて、大変よくできていると思うが、それぞれの項目に評価区分としてFからZまでのアルファベットが記載されているが、これは何を意味して記載されているのか説明いただきたい。資料1-1全体で評価項目が110項目あり、A評価が64項目、B・C・Zが合計31項目となっている。3分の1はあまり望ましくない数値が出ているということになるかと思う。このことについて、市は具体的にどのように考えているのか、教えていただきたい。

(事務局)

網代橋について、事務局では直近の情報を持っていないが、市としても何らかの対策を講じていき

たいというところはあるものの、色々な課題があるということは承知している。この場で即答できないので、内容を担当課に確認させていただき、審議会から出た質問に対する回答ということで、改めて委員の皆様にお示しできるような形をとりたいと思う。

また、評価区分について、B評価等が3分の1程度ということである。A評価については、このままの取組を進めていけば目標値に到達できる見込みである一方で、B評価については、要改善ということをお各所管課において自己評価したところである。今後、B評価がA評価になるように、何らかの改善を講じていくということをお自ら示した、というものである。

(委員)

B評価からZ評価の項目については、市が改善するということをお確約いただけると認識してよいか。

(事務局)

あくまでもA評価に近づくように改善策を講じていく、ということをおご理解いただきたい。

(委員)

資料1-2の13ページ目、「市役所で使用する車両への次世代自動車の導入の検討・推進」について、二酸化炭素排出量の関係でEV車を導入しようとした項目がある。数日前の外国でのニュースで、EV車はガソリン車よりも車体の重量が20%ほど上がるという話を聞いた。重量が上がるとどのような影響があるかということ、道路が削られる際に出る粉塵が20%ほど増えるという。EV車の導入を進めることにより、二酸化炭素排出量を抑える一方で、市役所の車が道路を傷つけているという誤解を生じかねないので、EV車の購入に当たっては慎重に検討していただきたいと感じた。

(事務局)

EV車の導入については、前提として、国の方の動きというものがある。現在、国では、ガソリン車を無くしていくという方向性が示されており、これが地球温暖化対策の一つとして示されているので、市としては、その考え方に沿った対応ということで、車の用途に合わせたEV車導入の検討を進めている。例えば、長距離の走行や山間部の走行など、EV車ではなじまない場合があるので、用途に応じてEV車を導入していくこととしている。一方で、委員からいただいた道路の粉塵の話については、EV車に共通する話であるとするならば、あきる野市の問題というよりも、国全体の問題としてクローズアップしてくると考えられるので、市としても国の動向を見据えながら対応していきたいと思う。

(会長)

EV車については、タイヤメーカーの方でも、粉塵が出ないようなタイヤの開発を進めているところであると聞いている。そういった形で技術も革新されていくので、時代とともに環境対策も進んでいくんだらうと思う。

(委員)

市の環境審議会・環境委員会においてEV車推進の話がどのように扱われているかということ、EV車のベース電源として太陽光、風力、あるいは既存の電力のいずれがふさわしいのか、ベース電源の在り方を考えていかなければならないと話に上がっている。EV車の充電をする電源を太陽光とした場合、今の時期であれば朝6時から夜7時ごろまでの時間帯しか発電しない。EV車に限らず、地球温暖化対策や市特有の緑のことなど、環境分野の在り方について検討を進めているところである。

(委員)

2点意見がある。1点目はナラ枯れ病についてである。あきる野の山を見ると紅葉している木がたくさんあると思う。これはカシノナガキクイムシという虫が木の中に入り、水が上がるのを止めてしまい木が枯れてしまうという病気である。私の事務所の付近の山はカシノナガキクイムシで枯れ

てきている状況である。このまま放置すると、倒木の恐れがあり、人命や施設に大きな被害を及ぼすと言われている。関係市町村が連携して対策を講じなければ、檜原村、奥多摩町まで全滅するのではないかとされている。色々な施策の中で、あきる野市としても積極的に取り組んでいく必要のある問題であると考えている。

2点目は森林事業についてである。森林が果たしている役割というのは、二酸化炭素の吸収という面でも大変大きなものである。特に、広葉樹よりも針葉樹の方が二酸化炭素を吸収している。あきる野市の貴重な森林をいかに整備するか。例えば、高齢期になっている山を若い木に植え替えることによって、効果が非常に大きくなる。ぜひ施策としてそういったものを入れながら、ぜひPRもしていただきたい。あきる野市はこれだけの山を持っている。これだけの効果があるんだということを来訪者に広くPRしながら、連携を図っていただきたい。

(事務局)

1点目のナラ枯れについては、市としても課題意識をもっており、ナラ枯れ対策として補助制度を創設し、対策に取り組んでいるところである。今後についても、状況を見ながら、引き続き対策を講じていきたいと考えている。

2点目の森林事業について、あきる野市は、市町村としては珍しく、森に関する考え方として「郷土の恵みの森」構想を掲げており、また、生物多様性あきる野戦略の中では森林について着目した取組というものを進めている。森林については、手を入れていくことが大変重要であると認識している。市としても森林再生事業等の中で努力をしているところであるので、いただいた意見を担当部署に伝え、引き続き努力をさせていただきたいと考えている。

(委員)

ナラ枯れ対策の補助制度について、補助の内容としては、伐採に対する補助か。

(事務局)

伐採に対する補助である。

(委員)

実際に使われているのか。今年できた制度なのか。

(事務局)

件数などは把握できていないが、今年、創設された制度である。

(委員)

本補助については、以前、伐倒だけでなく薬剤に対する補助もあると担当部署に聞いた。その申請方法についてもっとアピールするよう、お願いしているところである。

(事務局)

ただいま確認したところ、本補助制度については、「ナラ枯れ被害対策マニュアル」に基づくものとして、薬剤を使用した樹幹注入・散布等と、人家に被害を及ぼす恐れがある被害木の伐倒・燻煙に対して補助するものとのことである。

(会長)

ほかにご意見・質問等がなければ、以上で、本日の議題は全て終了である。

4 閉会

(事務局)

それでは、以上で第12回あきる野市総合計画審議会を終了する。